

湊川短期大学における研究費執行の管理に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的研究資金等（以下「公的研究費」という。）について、湊川短期大学（以下「本学」という。）における研究費執行の具体的管理について定めることを目的とする。

(予算執行計画の策定)

第2条 公的研究費の受給者は年度初めにその年度内に使用する研究費の執行計画を「研究費の執行計画書」（様式1）にて作成し、公的研究費の執行部門に提出するものとする。

(予算執行状況確認)

第3条 公的研究費の執行部門では各研究者から提出された「研究費の執行計画書」に従って予算の執行状況を確認するものとする。

- 2 予算の執行が1月以上遅れている場合は研究者に遅延状況と理由の確認を行う。研究者はそれ以降の予算執行計画も遅れる場合は「予算執行計画変更理由書」（様式2）に予算執行が遅延している理由、予算執行遅延による研究活動への影響の有無、影響有りの場合の対応策を記入して計画を見直しした「研究費の執行計画書」（様式1）を再度提出するものとする。
- 3 研究者は研究計画の見直し、研究活動の中断等がある場合は公的機関へ提出する書類も合わせて準備するものとする。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

以上

(様式1)

平成 年 月 日

研究費の執行計画書

研究課題名	
課題番号	
研究者の所属・指名	印
予算額	

月	購入・支払品目	金額	執行状況
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
合計			

(様式2)

平成 年 月 日

予算執行計画変更理由書

研究課題名	
課題番号	
研究者の所属・指名	印
予算額	

予算執行遅延状況

研究活動への影響の（有・無）

（研究活動への影響有りの場合の対応策）